

吹田市公告第 299 号

令和 5 年度導入教職員用情報端末機器貸借業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 5 年 6 月 1 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 貸借物件

令和 5 年度導入教職員用情報端末機器貸借業務

2 業務場所

教育センター ほか

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 12 月 31 日まで

(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)

4 貸借期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで

(詳細については「令和 5 年度導入教職員用情報端末機器貸借業務仕様書」を参照のこと)

5 貸借物件

令和 5 年度導入教職員用情報端末機器貸借業務仕様書に定める機器一式

6 入札保証金

吹田市財務規則第 98 条の規定により免除する。

7 契約保証金

吹田市財務規則第 113 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

8 契約について

契約は、複数年契約（52 か月）とする。

## 9 入札参加資格

本入札は、リース業者による機器賃貸借及び導入設置、保守作業を想定している。

入札参加事業者においては、以下に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法又は民事再生法に基づき再生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (3) 本市の競争入札参加有資格者名簿掲載業者であること。参加希望業種等については、以下のとおり本業務を履行可能とみなされるものであること。  
(例) 参加希望業種が「賃貸」、参加希望品目が「OA 機器」「情報処理」等であること。
- (4) 公告の日から入札執行日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

## 10 入札参加資格の確認

- (1) 本入札の参加希望事業者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2)に示す提出書類を所定の日時及び場所に持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 提出書類
  - ア 制限付一般競争入札参加資格確認申込書（様式 1）
  - イ 役員一覧（様式 2）
- (3) 申込書等の交付及び受付場所
  - ア 交付期間  
令和 5 年 6 月 1 日(木)～令和 5 年 6 月 20 日(火)まで  
申込書はダウンロードにて交付し、郵送、宅配、電送等による交付はしない。
  - イ 受付日時  
令和 5 年 6 月 14 日(水)～令和 5 年 6 月 20 日(火)  
午前 9 時から午後 5 時 30 分まで(正午～午後 0 時 45 分を除く)  
申込書は持参または、郵送・宅配（配達が可能とする形態とすること）によるものとし、電送等によるものは受け付けない。
  - ウ 受付場所  
後記する「問合せ先」のとおり

#### (4)入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認については、申込書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子メールまたは書面にて通知する。

(令和5年6月23日(金)通知予定)

#### (5)その他

- ア 申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申込書等は、返却しない。
- ウ 提出された申込書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
- エ 申込書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

### 11 入札参加書類及び調達仕様書の交付方法

関係書類をホームページに掲載することにより交付することとする。

#### 【ダウンロード方法】

吹田市のホームページ（子育て・教育＞教育委員会＞教育センター＞事業者の皆様へ）からダウンロードする。

### 12 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

#### ア 提出日時

令和5年6月23日(金)～令和5年6月28日(水)（土・日を除く）

午前9時から午後5時30分まで(正午～午後0時45分を除く)

#### イ 提出場所

後記する「問合せ先」のとおり。

#### ウ 提出方法

任意の様式による書面を持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。

(2) 説明を求められた場合には、求めたものに対して書面の郵送により回答する。

(令和5年6月30日(金)回答予定)

### 13 業務内容に係る質問等

令和5年6月9日(金)午後5時までに電子メールにより指定の様式にて質問するものとする。

質問に対する回答は、令和5年6月14日(水)までに電子メールにより行い、質問者

全員にその内容を通知するものとする。

なお、質問回答日以降に入札参加資格確認申込書を提出した事業者についても、提出時点で質問回答を送付する。

#### 14 入札の日時及び場所

##### (1) 入札日時

令和5年6月30日(金) 午前10時00分(時間厳守)

##### (2) 入札場所

教育センター（男女共同参画センター）2階 視聴覚室  
(吹田市出口町2番1号)

#### 15 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

#### 16 入札の辞退

入札を辞退する場合は、指定の様式により入札辞退届を提出するものとする。

#### 17 落札者の決定

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。最低の価格で入札した者が複数ある時は、くじにより落札者を決定する。

#### 18 内訳書の提出

落札者については、当該入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提出を求める。なお、内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

#### 19 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

#### 20 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札。
- (2) 入札心得に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札。
- (3) 参加資格確認申込に必要な証拠書類を提出しない者がした入札。
- (4) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置条件にも該当する者がした入札。

## 21 契約の締結

契約書を作成する。

## 22 その他

本案件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。但し、この契約を解除するときは、借入金額の未済額の支払等について協議を行うものとする。

## 23 問合せ先

吹田市立教育センター 吹田市出口町 2 番 1 号

電話 06-6388-1455(直通)

メールアドレス s-educ@city.suita.osaka.jp